

国際仲裁最前線で活躍する 若手弁護士に聞く

前田 葉子

シティユーワ法律事務所法律事務所 弁護士

二瓶ひろ子

外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 弁護士

聞き手:板東 一彦

JCAA(日本商事仲裁協会) 理事長

昨年12月号でご紹介した国際仲裁。今回はその第一線で活躍する女性弁護士を一人御紹介します。

まず前田葉子先生にお聞きします。

(板東) 前田先生は、幅広い企業法務分野の第一線でご活躍されていますが、ニューヨーク州の弁護士資格もお持ちのように、国際ビジネス分野でのご経験も多く、また、本日のテーマである国際仲裁の分野でも、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)での勤務経験に加え、現在は国際商工会議所(ICCI)の国際仲裁部門の委員としてもご活躍と伺っています。国際ビジネスの第一線で活躍されている日本人弁護士が必ずしも多いわけではない中で、どのような思いやきっかけでこのような世界でお仕事をされたことになったのか、そのあたりのお話から伺えますか。

(前田) 私はもともと、裁判に強い弁護士になりたいと思って弁護士になりました。同時に、弁護士になるからはたくさん依頼の頂ける、稼げる弁護士になりたいと思つていました。しかしながら、日本の弁護士は、一部の例外を除けばどの弁護士も一通り裁判は出来る、ということになつてるので、裁

判ができるという上に何かプラスアルファがなければ、と考え、結果として国際的な裁判や訴訟といふことに軸足を置くことにしました。

(板東) 前田先生は、以前「国際商事仲裁の基礎知識」という本をお書きになっています。私も、昨年12月号で、国際ビジネスの世界は、やはりいろいろな点で国内のそれは事情を異にしているので、まずはこの世界で非常に良く利用されている仲裁制度を知り、相手方と優位に交渉を進めるためにそれを活用していくことが重要ではないかというようなお話をさせていただきました。しかし現実には、日本では、依然として仲裁と言えば「ケンカの仲裁」というイメージが強く、身も知らない人を仲裁人として裁判官の替わりをさせるという制度に馴染みが薄いという印象があるのですが、先生から見て、他国の企業と比較して日本企業には仲裁に対する心理的抵抗感が強いというような印象をお持ちになりますか。

(前田) はい、そのような印象を持っています。良く言われることですが、日本の会社は仲裁に対する抵抗感が強く、なるべく紛争を話し



前田葉子先生

合いで解決し、それがどうにもならない場合には諦めてほぼ全面的に譲歩する、どうしてもそれでは済まない場合にのみ仲裁を用いるもので、仲裁は最後の手段という傾向があるように思います。一方、海外の企業は、基本的に和解で済ませたいというところは一緒ですが、そのための一手段・一過程として仲裁を利用する傾向があり、紛争が生じるととりあえず仲裁を申し立て、平行して和解交渉を続け、どこかで和解するということが多いと感じます。どうせ和解するならなぜ仲裁を申し立てるのか、と思われるかもしれません、逆に

海外の企業の感覚としては、仲裁を申し立ててプレッシャーをかけないと相手方が真剣に和解に応じてこない、と考えられています。

(板東) この雑誌の読者は、各地商工会議所の役職員として、日頃、会員企業の皆さんと企業経営に関するいろいろな意見交換をされています。一方、国際仲裁について詳しくご存知の方はあまりいらっしゃらないと思います。先生は、仲裁代理人や仲裁人としてのご経験もお持ちですが、国際仲裁というのは実際にどのように進められていくものなのか、その

イメージを少し具体的にお話ししていただけませんか。

(前田) 仲裁は時間や費用などの面で、できるだけ利用者の負担が少なくなるように工夫して運用されますが、裁判と似ているところも多くあります。仲裁の利用者がすることは、仲裁を申し立て（あるいは答弁書を出し）、仲裁人を選び、書面と証拠を出し（それぞれ数回）、証人を出すことです。日本の裁判と違うところとしては、文書開示という、当事者双方が他方に関連する書類の開示を要求し合うプロセスがあることが多いこと、短期間での解決を実現するため、書面・証拠の提出回数が限られているので1回あたりの提出量が比較的多いこと、証人尋問も比較的長いこと、などです。

(板東) お話を伺っていると、結構大変な手続のように聞こえるのですが。

(前田) そうとは限りません。仲裁では、通常、手続開始時にタイムフレームを含めた審理計画を話し合います。仲裁手続は、基本、テレメイドなので、当事者の都合に合わせて柔軟に進めます。当事者間で合意すれば、ライトな手続

きにすることが可能です。また、少額紛争（注：JCAAでは5千万円未満）では、例えば、書類のみで短期間に解決する制度もあります。

(板東) 私は、昨年12月号で、仲裁

制度は大企業による大型ビジネスだけではなく、むしろ近年海外ビジネスを質的にも量的にも拡大しつつある中堅中小企業の皆さんにとって力強い味方になるとお話しし、その理由として、外国での裁判と比べての手軽さ、費用や時間の節約、妥当な結論の得やすさなどを、JCAAでの実際の事例を踏まえて具体例や数字をあげながらご説明しました。先生から見て、中堅中小企業の経営者の皆さんに、仲裁制度の強み、あるいはそれを利用する場合に留意する点などを、ご紹介いただけますか。

(前田) 私が考える仲裁制度の強みは、マクドナルドのように、世界中どこにいっても基本的に同じような手続きを同じような質で受けられることを選択することが可能ということです。もし仲裁で無ければ、海外の企業との間で紛争になつたら、様々な国の裁判所に行くことになりますが、裁判制度は国によつて様々ですし、途上国の裁判所などは公平な裁判すら受け

られず、裁判官・弁護士の質も期待できません。一方仲裁は、もちろん仲裁地や仲裁機関によって多少の違いはあるのですが、多くの国との仲裁法は似通っており、また主な仲裁機関の仲裁規則はいずれも類似しています。一方仲裁の質は仲裁機関・仲裁人・仲裁代理人で決まりますが、いずれも当事者が選択可能です。逆に仲裁を利用するときの注意点としては、定評のある仲裁機関・仲裁人・仲裁代理人を選択するということがとても大事です。

(板東) 政府は、今、我が国における国際仲裁の活性化を重要な政策課題の一つとして取り上げています。これから日本の企業が国際仲裁制度を気軽に活用し、日本で国際仲裁が普及していくためには何が必要と思われますか。忌憚のない見解をお聞かせください。

(前田) 日本の企業による日本の国際仲裁の利用が増えるためには、外国企業による日本の国際仲裁の利用も同時に増える必要があります。例え日本の企業に日本の国際仲裁を利用したいと思って頂けても、相手の外国企業が同意しなければ日本での仲裁はできないので、外国企業からの信頼を勝ち取ること

とが重要です。そのためには、日本人が海外に向かって日本の仲裁を一方的に宣伝するのではなく、一緒に作り上げていく型、すなわち外国の仲裁人・仲裁実務家・学生を巻き込んで運営していく型にすることが近道だと思っています。

二瓶ひろ子先生にお聞きします。

の仲裁実務家によつて運営されています。S I A Cはシンガポール人の仲裁機関ですが、運営メンバーのマジョリティはシンガポール人ではない、外国人ですし、I C Cも本部はフランスにあります。殆どの運営メンバーは外国人です。J C A Aも最近、現場レベルで海外のスタッフを複数採用していると伺つております。それはとても重要なことだと思つています。

(板東) 今後とも様々な分野でのご活躍が期待される前田先生ですが、これから先、弁護士として、ある

いは先生個人として、どんな夢をお持ちでしょうか。

(前田) つまらない答えになつてしまいますが、仲裁弁護士ないし仲裁人として息の長い仕事ができればと思います。仲裁業界は老若男女が活躍する分野ですが、特にシニア層でずっと業務を続ける実務

家は、70代・80代になつても非常

にパワフルで頭脳明晰であり、世界を駆けまわっているハードワークが多いです。自分も長く続けてそういった存在に近づければと思います。

学中やロースクール卒業直後に司法試験に合格し、法曹として社会に入る、いわば法律家として非の打ち所のないキャリアの方が多いと思います。それに比べますと、私は、法律家としては、かなり回り道をしてきました。

も履修しませんでした。大学では、心理カウンセラーとして第一線で活躍していた先生方から指導を受ける機会に恵まれましたが、講義中に、その先生がカウンセリングを担当していた患者の方が自殺したとの一報が入るという衝撃的なこともありました。徐々に、社会人に出たこともない自分に、社会人として様々な問題を抱えている方々のカウンセリングなど務まるのだろうかと疑問を感じるようにならうかと、心配していました。



二瓶ひろ子先生

なりました。最終的に、大学院に直接進むことはやめて、一度社会に出でて働いてみようと思い、就職活動をしました。大手都市銀行への就職を決めたのは、あらゆる業界や規模の企業・個人と取引があるため、いわば社会の縮図を見ることができるのではないかと考えたからです。

銀行は、新入社員の教育・研修体制が整つており、充実したOJTを通して社会人としての基礎を身に付けることができ、サービス業に携わる者としての心得も叩き込まれましたので、銀行で社会人としてのスタートを切ることができ

たことは、今でも本当に良かったと思っています。しかし、それまで自分が女性であることを意識することなく歩んできた私にとって、その当時の銀行は、男女の違いといふものを否応なく感じさせる職場でもありました。もし、そうでなかつたならば、弁護士になることはなかつたと思います。

私は、2003年に社外結婚をしたのですが、私が当時所属していた部署では、女性社員は、結婚をすると、機密情報を扱わない部署へ異動することが慣例となっていました。その慣例に従つて、私も、結婚式当日に人事異動が発令さ

れ、新婚旅行から戻るなり、新しい部署への着任を求められました。代々、女性の先輩方が受けってきた実務であることは良く理解していましたが、私は、この人事異動に納得することができませんでした。国際部への異動希望を出したりもしてしまったので、人事異動そのものが嫌だつたのではありません。結婚前後で職業人としての自分は何も変わらないのに、「結婚」といふ理由だけで、女性社員だけが機密情報に触れない部署に異動しなければならないことが不合理だと感じたのです。上司に説明を求めましたが、納得できる回答は得られず、「企業と女性社員」について考えるようになりました。その時に痛感したのは、組織にとって女性社員が重要な存在だと捉えられないということでした。微力ながらも精一杯仕事に打ち込んでいましたので、そのことが、とても悔しいと思いました。どうしたら女性社員の底力を銀行に理解してもらえるのか、考え続けました。そして、私が出した結論は、「男性社員でもなかなか合格できない最難関の国家試験（旧司法試験）に合格して、銀行を見返すこと」でした。そうすれば、社内の女性社員に対する見方は変わるはずだと考えました。そこから、司法試験合格に

合格した暁に銀行を驚かせなければならぬと考えていましたの通勤時間、夜間、休日を使って人知れず独学を続けました。法律を勉強するのは初めてでしたので、基本書を読みながら、「法律とは」というところから始めました。新司法試験の導入により、旧司法試験の合格者数が年々絞られていました時期でもありましたので、2007年に合格するまでの4年間は、色々な意味で非常に苦しかったです。しかし、その分、合格した時の喜びや涙も、銀行に司法試験合格を報告した時の達成感も、今の自分の糧となっています。（な

お、私は2008年に司法修習のために銀行を退職しましたが、その後、女性社員が結婚を理由に異動することはなくなつたと聞いています。今では、銀行においても女性活躍やダイバーシティが強く推進されていますので、私がここでお話ししたのは、あくまでも20年近く昔の銀行の姿であり、現在の姿ではないことをくれぐれもご了承下さい。）

話が長くなつてしましましたが、弁護士の道に入るまでに、このよ

向けた勉強漬けの日々が始まりました。

うな遠回りをしてきました。私は、大学に入るまでの年月の多くを海外（ドイツ、イギリス、旧チエコスロバキア）で過ごしましたので、弁護士としての第2のキャリアは、国際的な法律事務所でクロス・ボーダー案件を取り扱っていきたいと考え、2009年に現在所属している外国法共同事業オメルベニー、アンド・マイヤーズ法律事務所に入所しました。それ以降10年以上にわたって、国際性のある紛争処理案件に携わってきました。

（板東）二瓶先生には、お忙しい仕事の傍ら、当協会（JCA）の広報担当として活躍いただいています。実際、最近の例を幾つかあげます。実際、国際セミナーのパネルディスカッションへの参加、業界団体での講演、また、名古屋会議所主催のオンラインセミナー、九州大学での講義などを通じて、仲裁制度の説明にとどまらず、当協会の仲裁手続きの紹介など、八面六臂の活躍をいただいています。このような活動を通じ、当協会の現状をどのようにみておられますか。

（二瓶）国際仲裁の普及については、英語圏の国々に一日の長があります。裁判所の手続が英語で行われ、

法令や裁判例を英語で読むことができるは、外国の利用者にとって利便性が高く、英語が母国語である実務家の層が厚いことも大きな利点です。他方、日本では、裁判所の手続は日本語で行われ、法令や裁判例も日本語で書かれており、英訳はごく一部にとどまっています。国際仲裁で仲裁人や代理人を務められるだけの語学力をを持つた日本の実務家は増えていますが、層が厚いとまでは言えないのが現状です。そのため、日本が国際仲裁のメジャーデビューを果たすことは一朝一夕にはいかないと思いますが、私は、国際仲裁の世界における日本のプレゼンスと発言力を高めていくことは、国際仲裁のプラクティスにとって有意義だと考えています。これは、私がJCAの広報担当を引き受けた理由の1つでもあります。

現在の国際仲裁の形は、長い歴史を持つ英米法の実務の影響を強く受けており、大陸法の実務を踏まえた修正が加えられてはいるものの、日本の弁護士である私の目線からは、「本当にインタークショナル／グローバルだと言えるのか」、「これが最善の形なのか」と疑問を感じる面があります。これまで、日本の国際仲裁においては、国際仲裁のいわば先進国が作り上

げたグローバル・スタンダードから飛び、それを会得することに重きが置かれてきたように思います。その努力は国際仲裁プラクティスの基礎となるもので、非常に大切であることは勿論なのですが、日本独自の紛争解決のノウハウの中には、実効的・効率的な国際紛争解決の形を模索する上で有用なものがあります。それを世界に発信して、国際仲裁の実務をよりインタークショナル／グローバルなものとし、利用者にとって最善の形に近づけていくことも、日本が国際社会で果たせる潜在的な役目であり、重要ではないかと考えています。

その点では、JCAが2019年に新たに制定したインタラクティブ仲裁規則は、現在の国際仲裁のプラクティスに一石を投じるものだと言えます。インターラクティブ仲裁規則における手續がグローバル・スタンダードから乖離していくことを懸念する意見が内外から寄せられたと聞いていますが、日本独自のノウハウを前面に打ち出すことによって、（固定的なものではない）グローバル・スタンダードがより良い方向へ修正される契機となります。他方で、日本では、国際仲裁の経験がある企業催した国際仲裁のセミナーや勉強会の場で、実際に仲裁を利用したことのある方に挙手をお願いしたことなどが複数回ありますが、手を挙げた方は参加者全体の5%未満で

学び、それを会得することに重きが置かれてきたように思います。その努力は国際仲裁プラクティスの基礎となるもので、非常に大切であることは勿論なのですが、日本も関わらず、日本企業の利用が際立つて少ないのは何故と思われますか。

（二瓶）この問題については、「鶏が先か、卵が先か」というジレンマがあると考えています。間接的に経験していないことが多い、又は良い国際仲裁があると考へています。間接的には、国際仲裁を経験したことのない、又は良い国際仲裁が経験していない企業や実務家が多く、実体験により紛争解決プロセスがイメージしやすいため、仲裁の利用に抵抗がないのだと思います。そして、自身の仲裁経験がポジティブなものであれば、「また使いたい」ということになります。他方で、日本では、国際仲裁の経験がある企業は一部に限られています。私が主催した国際仲裁のセミナーや勉強会の場で、実際に仲裁を利用したことのある方に挙手をお願いしたことなどが複数回ありますが、手を挙

げた方は参加者全体の5%未満で

した。当たり前のことではあります
が、仲裁を経験したことのない
大多数の日本企業は、紛争解決ま
での流れが頭に浮かばないため、
仲裁の利用を躊躇してしまって
はないでしょうか。国際仲裁を経
験した日本企業が増えれば増える
ほど、日本企業による仲裁の利用
は伸びていくという関係にあるよ
うに思います。

最初の仲裁事件で良い経験をす
るということも非常に重要なと考
えます。これは、勝ち負けという
結果の話ではなく、仲裁が紛争解
決メカニズムとして有効だという
手続や実務に対する満足感の話で
す。勝ち負けは事件の筋にもより
ますが、仮に負けたとしても、「こ
れは使える」という印象を持つこ
とができるれば、次に紛争が生じた
時に積極的に活用してみようとい
うインセンティブになります。良
い国際仲裁を経験する秘訣は、良
い仲裁人を選任することに尽きる
と思います。仲裁の質は仲裁人の
質を超えることはありませんので、
仲裁人を慎重に検討して、優秀で
意欲的な仲裁人を選任することが
肝要です。企業は、時間と費用ば
かりがかかる紛争解決手続に満足
するはずがありませんので、仲裁
機関や代理人としては、仲裁人の
著名性だけでなく、スピード感を

もって効率的な紛争解決に力を尽
くす人物を選ぶ努力が求められる
のではないか。

(板東) 専門家としての先生の立場
からご覧になつて、仲裁制度の活
用に関して、企業の皆さんに何か
メッセージをいただければありが
たいのですが。

(二瓶) 私は、2010年に初めて
国際仲裁案件に携わったのですが、
その時のことは、今でも鮮明に覚
えていました。日本企業とアジア企
業との間の国際的な商品売買に関
する紛争で、代理人はそれぞれロ
シア人と韓国人、仲裁人はアメリ
カ人でした。日本の裁判では、裁
判官も代理人も通常は日本人です
ので、私には、その国際色が豊か
な顔ぶれ自分が新鮮でした。そし
て、何よりも印象的だったのは、
仲裁判断の内容が裁判所の判決と
遜色のない(若しくはそれ以上に)
理由付けが充実したものであつた
ことです。事実、当事者は、敗訴
した側を含め、仲裁判断の内容に
納得し、紛争は一件落着となりま
した。この経験を通して、私は国
際仲裁の有効性・可能性を確信し、
国際仲裁の世界に入りました。何
を申し上げたいのかと言いますと、
「百聞は一見に如かず」ということ

です。国際仲裁を利用したことが
なくとも、一度試していただけれ
ばリピーターになるはずです。こ
の場を借りて、私からは「please
segive it a try」というメッセー
ジを送りたいと思います。

(板東) 最後に、弁護士としてこれ
からどんな分野に力を入れていき
たいとお考えか、あるいは、どん
な弁護士になりたいと思っておら
れるのか、その辺の抱負をお聞か
せください。

(二瓶) 私は、比較的多彩な紛争案
件を扱つてきましたが、近年は知
的財産分野に力を入れています。
中でも、インターネットに関係す
る知的財産権紛争はクロス・ボーダー性があり、法改正が目まぐる
しく、裁判例が定まっていない興
味深い分野ですので、個人的にブ
ログラミングを学んだり、IT関
連のオンライン講座を受講したり
するなどして、法的な側面だけで
なく技術的な側面の理解も深める
努力をしています。日本の訴訟は
勿論ですが、国際的なデジタル知
的財産権紛争を仲裁や調停で解決
する際に活躍できるようになりた
いと考えています。

国際調停に関しましては、現在、



JCAA
日本商事仲裁協会

所在地:

東京都千代田区神田錦町

3-17 廣瀬ビル3階

TEL:03-05280-5181

URL:www.jcaa.or.jp

調停人となるためのトレーニング
を受けていますが、そこで用いら
れる方法論やスキルには、大学で
学んだ臨床心理学との共通性があ
ります。これは、私にとって面白
い発見だったのですが、調停によ
る紛争解決も心理カウンセリング
による問題解決も結局のところは
「人」を対象としていますので、自
然な帰結だと思います。冒頭でお
話しましたように、私は、弁護士
になる前に、法律以外のことにも多
くの時間を使いましたが、今は、
それは無駄ではなかつたと思える
ようになりました。弁護士の世界
もこれから益々変化が激しくなつ
て行くと思いますが、常にクリエ
イティブなソリューションを提案
できる弁護士、そして、やはり勝
ち続ける弁護士でありたいと思つ
ています。